

リンピアいなば余剰電力活用に係る連携協定書

鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町、八頭町（以下「1市4町」という。）及び鳥取県東部広域行政管理組合（以下「組合」という。）は、鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設リンピアいなば（以下「リンピアいなば」という。）の余剰電力の活用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、1市4町及び組合が相互の密接な連携と協力により、リンピアいなばの余剰電力を活用し、鳥取県東部圏域の脱炭素化や電力の地産地消による地域内経済循環、ごみ発電の環境教育を推進することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 1市4町及び組合は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- (1) 1市4町及び組合が管理する公共施設等へのリンピアいなばの余剰電力の活用に関すること。
- (2) リンピアいなばの発電（ごみ発電）に係る環境教育の実施に関すること。
- (3) 前2号に掲げる事項のほか、前条の目的を達成するために必要な事項

2 1市4町及び組合は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、必要に応じて、協議を行うものとする。

（有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和10年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の3か月前までに、1市4町及び組合のいずれからも書面による特段の申出がないときは、この協定の有効期間を1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（秘密保持）

第4条 1市4町及び組合は、この協定により知り得た情報のうち、秘密である旨を表示された情報を漏らしてはならず、この協定の遂行以外の目的に使用してはならない。この協定が終了した後も同様とする。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項については、必要に応じて1市4町及び組合が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書6通を作成し、1市4町及び組合がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年10月30日

鳥取市

鳥取市長 深澤 義彦 (印)

岩美町

岩美町長 長戸 清 (印)

智頭町

智頭町長 金兒 英夫 (印)

若桜町

若桜町長 上川 元張 (印)

八頭町

八頭町長 吉田 英人 (印)

鳥取県東部広域行政管理組合

管理者 鳥取市長 深澤 義彦 (印)